

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	母子保健事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高梁市は、母子保健事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密の保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県高梁市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事務
②事務の概要	<p>・母子保健法に基づく、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導又は費用の徴収に関する事務を行う。</p> <p>・子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付に関する事務及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務</p> <p>・窓口や郵送での書類受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。</p> <p>・特定個人情報は、次の事務に使用する。</p> <p>①妊産婦等の情報管理 ②新生児の情報管理 ③幼児等の情報管理 ④養育医療の認定(審査)(システム使用せず) ⑤妊婦のための支援給付に関する事務</p>
③システムの名称	・健康管理システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー・申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表70及び127の項</p> <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条及び第68条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表中95、96及び155の項</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表中42、48、71、80、95、112、125、155及び161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高梁市松原通2043番地 総務部総務課行政情報係(TEL0866-21-0209)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高梁市松原通2043番地 健康福祉部健康づくり課健康増進係 (TEL0866-21-0267) 高梁市松原通2043番地 健康福祉部こども未来課こども相談係 (TEL0866-21-0288)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[1,000人以上1万人未満]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p> </div> </div>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[500人未満]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p> </div> </div>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[発生なし]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p> </div> </div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </p>
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </p>
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐づけを行い、記録を残すこととしている。 申請者からのマイナンバーの提供を受けた上でマイナンバーを確認している。住基ネットによる照会も4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/>] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </p>
判断の根拠	当市における情報セキュリティポリシーに基づき、情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策を講じている。 ・書類やUSBメモリは施錠できる場所に保管 ・複数人で確認し、記録を保存 これらにより、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 西 大介	健康づくり課長 丹正さとみ	事後	事前通知事項には当たらないため
平成27年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども課長 丹正さとみ	こども未来課長 渡辺丈夫	事後	事前通知事項には当たらないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども未来課長 渡辺丈夫	こども未来課長 赤木憲章	事後	事前通知事項には当たらないため
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 丹正 さとみ	健康づくり課長 奥野 真由美	事後	事前通知事項には当たらないため
平成30年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	高梁市松原通2043番地 健康福祉部健康づくり課健康増進係(TEL0866-21-0228)	高梁市松原通2043番地 健康福祉部健康づくり課すこやか推進係(TEL0866-21-0267)	事後	事前通知事項には当たらないため
令和3年7月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 奥野 真由美	健康づくり課長	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名から役職名への変更)
令和3年7月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和5年5月23日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		『窓口や郵送での書類受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む』旨を追加	事前	申請管理システムの導入に伴うもの
令和5年5月23日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		「・申請管理システム」を追加	事前	申請管理システムの導入に伴うもの
令和7年4月1日	I 関連情報 3.個人情報の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項(略)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表70の項	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(26、56の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠):第19条、第30条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠):第39条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中95、96の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中42、48、71、80、95、112、125、161の項	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴うもの
令和7年4月1日	I 関連情報 8.特定個人ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	健康福祉部健康づくり課すこやか推進係 健康福祉部こども未来課支援係	健康福祉部健康づくり課健康増進係 健康福祉部こども未来課こども相談係	事前	事前通知事項には当たらないため
令和7年4月1日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用		(適用なし)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和8年2月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・母子保健法及び市要綱等の規定により、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導又は費用の徴収に関する事務を行う。 (略) ・特定個人情報は、次の事務に使用する。 (略)	・母子保健法及び市要綱等の規定により、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導又は費用の徴収に関する事務を行う。 (略) ・子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付に関する事務を行う。 ・特定個人情報は、次の事務に使用する。 (略) ⑤妊婦のための支援給付に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月27日	1 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表70の項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表70及び127の項</p> <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条及び第68条</p>	事後	
令和8年2月27日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中95、96の項</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中42、48、71、80、95、112、125、161の項</p>	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表中95、96及び155の項</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表中42、48、71、80、95、112、125、155及び161の項</p>	事後	
令和8年2月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和7年3月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年2月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1.取扱者数	令和7年3月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	